

# 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係告示の整備について

## 1. 背景

第164回通常国会において、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するため、安全管理規程の作成・届出の義務付け、安全統括管理者の選任・届出の義務付け、輸送の安全にかかわる情報の公表の義務付け等の措置を講ずる「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第19号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年3月31日に公布され、改正法の施行に伴う省令についても7月14日に公布されたところです。

今般、関係法令の施行に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和26年運輸省令第44号）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の委任を受けた告示を制定することとしています。

## 2. 概要

### 【旅客自動車運送事業関係】

#### （1）旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針 （旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2関係）

- ・旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、輸送の安全性の向上を図るために努めるべき事項として、以下の内容を定める予定です。
  - ・輸送の安全の確保のための必要な措置を講じること等経営の責任者の責務を定めること。
  - ・輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築すること。
  - ・輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、それを全従業員に周知するとともに、適宜見直すこと。方針の具体的内容としては、以下の事項を定める予定です。
    - イ）経営の責任者が、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させるとともに、内部において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
    - ロ）安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一体となって輸送の安全の確保等を図ること。
    - ハ）輸送の安全に関する情報について積極的に公表すること。
  - ・事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定し、必要に応じて見直すこと。
  - ・人材、車両の現状等を踏まえて輸送の安全に関する計画を作成し、必要に応じて見直すこと。
  - ・安全マネジメントを適確に実施し、当該事業者と相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、その事業者と緊密に協力することにより、輸送の安全性の向上に努めること。
  - ・輸送の安全に関する費用支出を積極的かつ効率的に行うこと。
  - ・輸送の安全に関する情報について、経営の責任者と従業員による意見交換等により、その内容が事業者全体に伝達・共有されるようにすること。
  - ・経営の責任者に直接報告可能な手段を確保すること等により、従業員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有され、適切な対処策を講じることができるようになること。
  - ・事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整え、当該報告が速やかに事業者全体に伝達されるようにすること。
  - ・輸送の安全に関する計画に基づき、研修等を着実に実施すること。
  - ・安全マネジメントの実施状況について、適切な時期を定めて輸送の安全に関するチェックを行うこと。
  - ・輸送の安全に関するチェックの結果、改善すべき事項があった場合等には、是正措置等を講じること。
  - ・悪質な法令違反等により重大な事故を引き起こした場合には、直ちに輸送の安全に

関するチェックを行うとともに、必要な事項について現在よりも高度な輸送の安全のための措置を講じること。

- ・輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、当該情報を保存すること。

(2) 旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第八項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項関係)

①事業者が従業員に対して、組織的に、効果的かつ適切な指導及び監督を実施するに当たり必要な措置として、以下の事項を定める予定です。

- ・輸送の安全に関する基本的な方針を定め、全従業員に対して周知を図ること。
- ・基本的な方針に基づき、事故件数その他の輸送の安全に関する具体的な目標を設定し、それに向けて適切に措置を講じること。
- ・従業員に対する教育及び研修を体系的に実施する等の措置を講じること。
- ・事故、災害等に関する報告その他の指導及び監督に資する情報の伝達が適切に行われるよう措置を講じること。

②事業者が指導及び監督の実施に当たり配慮すべき事項として、以下の事項を定める予定です。

- ・相互に密接に関連する事業者がある場合には、基本的な方針の統一等により緊密に連携を図ること。
- ・基本的な方針の策定や目標の設定等に当たり、経営の責任者と従業員による意見交換等を十分に行い、内部の透明性を確保すること。
- ・目標の設定に当たっては、事業者全体の目標に加え、個々の営業所の目標を設定する等効果的な目標設定を行うこと。
- ・教育及び研修の対象となる従業員の年齢、経歴等に応じた具体的な計画を作成し、参加・体験・実践型の手法を取り入れた教育及び研修を実施するとともに、当該教育及び研修を一層充実したものとするためにその効果の確認を行うこと。
- ・悪質な法令違反等により重大事故を引き起こした場合には、速やかに指導及び監督の内容の見直しを行うこと。

(3) 旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項  
(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項関係)

①旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項を定める予定です。

- ・輸送の安全に関する基本的な方針
- ・輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- ・事故に関する統計

②安全管理規程等の届出が義務づけられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項を定める予定です。

- ・安全管理規程
- ・輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ・輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ・輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ・安全統括管理者に係る情報

【貨物自動車運送事業関係】

(1) 貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2関係)

- ・貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、輸送の安全性の向上を図るために努めるべき事項として、以下の内容を定める予定です。

- ・ 輸送の安全の確保のための必要な措置を講じること等経営の責任者の責務を定めること。
- ・ 輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築すること。
- ・ 輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、それを全従業員に周知するとともに、適宜見直すこと。方針の具体的内容としては、以下の事項を定める予定です。
  - イ) 経営の責任者が、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させるとともに、内部において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
  - ロ) 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一体となって輸送の安全の確保等を図ること。
  - ハ) 輸送の安全に関する情報について積極的に公表すること。
- ・ 事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定し、必要に応じて見直すこと。
- ・ 人材、車両の現状等を踏まえて輸送の安全に関する計画を作成し、必要に応じて見直すこと。
- ・ 安全マネジメントを適確に実施し、当該事業者と相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、その事業者と緊密に協力することにより、輸送の安全性の向上に努めること。
- ・ 下請事業者を利用する事業者が安全マネジメントを実施するときは、当該下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに、下請事業者と密接な関係にある事業者にあつては、当該下請事業者の行う安全マネジメントに協力するよう努めること。
- ・ 輸送の安全に関する費用支出を積極的かつ効率的に行うこと。
- ・ 輸送の安全に関する情報について、経営の責任者と従業員による意見交換等により、その内容が事業者全体に伝達・共有されるようにすること。
- ・ 経営の責任者に直接報告可能な手段を確保すること等により、従業員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有され、適切な対処策を講じることができるようになること。
- ・ 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整え、当該報告が速やかに事業者全体に伝達されるようにすること。
- ・ 輸送の安全に関する計画に基づき、研修等を着実に実施すること。
- ・ 安全マネジメントの実施状況について、適切な時期を定めて輸送の安全に関するチェックを行うこと。
- ・ 輸送の安全に関するチェックの結果、改善すべき事項があつた場合等には、是正措置等を講じること。
- ・ 悪質な法令違反等により重大な事故を引き起こした場合には、直ちに輸送の安全に関するチェックを行うとともに、必要な事項について現在よりも高度な輸送の安全のための措置を講じること。
- ・ 輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、当該情報を保存すること。

(2) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第七項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項関係)

- ①事業者が従業員に対して、組織的に、効果的かつ適切な指導及び監督を実施するに当たり必要な措置として、以下の事項を定める予定です。
  - ・ 輸送の安全に関する基本的な方針を定め、全従業員に対して周知を図ること。
  - ・ 基本的な方針に基づき、事故件数その他の輸送の安全に関する具体的な目標を設定し、それに向けて適切に措置を講じること。
  - ・ 従業員に対する教育及び研修を体系的に実施する等の措置を講じること。
  - ・ 事故、災害等に関する報告その他の指導及び監督に資する情報の伝達が適切に行われるよう措置を講じること。
- ②事業者が指導及び監督の実施に当たり配慮すべき事項として、以下の事項を定める予定です。
  - ・ 相互に密接に関連する事業者がある場合には、基本的な方針の統一等により緊密に連携を図ること。

- ・ 基本的な方針の策定や目標の設定等に当たり、経営の責任者と従業員による意見交換等を十分に行い、内部の透明性を確保すること。
- ・ 目標の設定に当たっては、事業者全体の目標に加え、個々の事務所の目標を設定する等効果的な目標設定を行うこと。
- ・ 教育及び研修の対象となる従業員の年齢、経歴等に応じた具体的な計画を作成し、参加・体験・実践型の手法を取り入れた教育及び研修を実施するとともに、当該教育及び研修を一層充実したものとするためにその効果の確認を行うこと。
- ・ 悪質な法令違反等により重大事故を引き起こした場合には、速やかに指導及び監督の内容の見直しを行うこと。

(3) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の八第一項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項関係）

- ①一般貨物自動車運送事業者等（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項を定める予定です。
  - ・ 輸送の安全に関する基本的な方針
  - ・ 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
  - ・ 事故に関する統計
- ②安全管理規程等の届出が義務づけられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項を定める予定です。
  - ・ 安全管理規程
  - ・ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
  - ・ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
  - ・ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
  - ・ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
  - ・ 安全統括管理者に係る情報

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成18年9月上旬  
 施 行 : 平成18年10月1日